

「自己破産」の手続の流れ

裁判所によって多少運用の仕方が異なりますが、徳島地方裁判所を例にとった同時廃止事件の手続の流れは、次のとおりです。

同時廃止事件とは

同時廃止事件とは、申立人が不動産などのめぼしい財産を所有していない場合、破産管財事件のように裁判所が破産管財人を選任して申立人の所有財産を換価して、債権者に弁済することはせず、破産宣告と同時に破産手続を終了させてしまう事件のことです。破産申立の約 90%が、同時廃止事件に当たるといわれています。

ちなみに、申立人の所有財産が 99 万円以下であれば、同時廃止事件として扱われています。

1. 破産及び免責の申立
2. 破産の審尋
3. 破産宣告の決定
4. 免責の決定

1. 最近では破産と免責の申立を同時にするようになりました。申立する裁判所は申立人の住所地を管轄する地方裁判所です。

2・3. 申立をしてから 1 カ月程して裁判所から呼出があり、申立の内容や理由などについて裁判官から質問を受けます。これを審尋と呼んでいます。時間にして 10 分程度です。この審尋が問題なく終了すれば、数日後に破産宣告の決定が出されます。

4. 以前は、破産宣告の決定後 1 カ月程して再度裁判所から呼出がありましたが、現在は再度の審尋はなくなっています。

つまり、破産宣告の決定後 2 カ月程債権者への異議申出期間を設けており、この間に債権者から何ら異議がなければ、無事免責の決定が出されます。ただ、債権者から異議が出されることは、まずありません。これで無事借金が帳消しになります。

以上が手続きの大まかな流れです。最近では申立事件が増加しているため、裁判所の処理は迅速になっており、1 から 4 までの期間は概ね 3 カ月となっています。